

夢を実現する第一歩のために

2024年10月号

ミツヒロニュース



2024年12月2日以降は、従来の「健康保険証」の新規発行が終了し、「マイナンバーカードの健康保険証」へ移行します。

「マイナ保険証」のメリットは、①医療費が割安になる②転職などをしてずっと使える③手続き無しで高額療養費制度が利用できる④過去の診療情報にもとづいた診察・処方を受けられるなどがあります。その反面、過去全ての病歴や通院歴、処方薬など、個人情報の漏洩リスクが拭えない。といったデメリットが有ります。従来の「健康保険証」の有効期限は、最大1年間有るので「マイナ保険証」への切替えを迷う場合は、この期間に検討しましょう。

光廣 昌史

今月のトピックス

- ◇税金はキャッシュレスで納付する時代へ
- ◇預金保険制度について
- ◇サイバー保険とサイバーセキュリティ対策
- ◇今月のお勧めセミナー
第5回 税務・会計セミナー
「決算実務と税金対策」
- ◇あとがき
「久しぶりの日帰り温泉」



税金はキャッシュレスで納付する時代へ

国税庁では、「あらゆる税務手続きが税務署に行かずにできる社会」の実現に向けて、キャッシュレス納付の利用拡大に取り組んでおり、令和6年5月以降は一部の納付書について送付を取りやめています。4月からスタートした自動ダイレクトの機能も含めて、**国税**のダイレクト納付についてご紹介いたします。

1. ダイレクト納付とは

ダイレクト納付の申込みをすることで、e-Taxから簡単な方法で口座引落しにより納付する方法です。

納付方法

パソコンやスマホから、即時又は納付日を指定して、口座引落しにより納付する方法です。

事前手続

e-Tax利用開始届出書、ダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。



ダイレクト納付手続の一般的な流れ	
初回手続	①e-Tax の利用開始手続 ②ダイレクト納付利用届出書の提出（複数の預貯金口座を利用する場合は、預貯金口座ごとにダイレクト納付利用届出書を提出） ※ダイレクト納付口座の届出（書面）の提出から利用開始まで約一か月かかります。 余裕を持ったスケジュールでお申し込みください。
申告	③e-Tax で申告書等を作成・送信 ※税理士による代理送信も可能です。

(次頁へつづく)

ミツヒロニュースの発送等に関するお問い合わせは、総合企画部 下田・和田まで

<http://www.office-m.co.jp/> Tel 082-294-5000 Fax 082-294-5007 mail to : info@office-m.co.jp

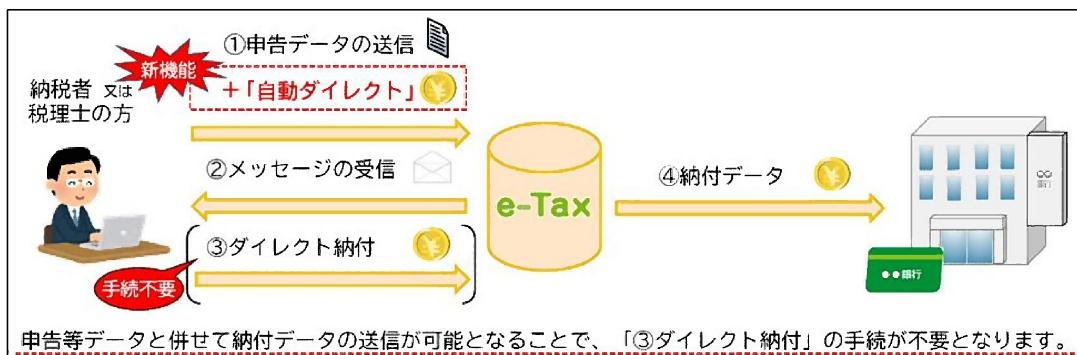
ダイレクト納付手続の一般的な流れ	
納付	④メッセージボックスに格納された受信通知を確認
	⑤今すぐ納付するか納付日を指定して納付するかを選択し、口座引落し
	⑥メッセージボックスに格納された受信通知により、引落しが完了したことを確認 ※即時 or 指定日に口座引落して納付となります。手数料はかかりません。

2. 令和6年4月からはさらに便利に！自動ダイレクト機能

(1) 自動ダイレクトとは

e-Tax の申告等データを送信する画面で「自動ダイレクトを利用する」旨の項目が表示されるので、チェックを入れて送信すると、申告等データの送信と併せてダイレクト納付の手続をすることができる機能です。自動ダイレクトを利用すると、口座引落日は各申告手続の法定納期限となります。

なお、法定納期限に自動ダイレクトの手続をした場合は、その翌取引日に口座引落しされます



(2) 利用に当たっての注意事項

① 納税額の上限について

法定納期限当日に自動ダイレクトの手続をした場合は、以下の表のとおり納税額に制限があります。

【納税額の上限】

法定納期等当日に申告手続きをする日	納税額
令和6年4月1日～令和8年3月31日	1,000万円以下
令和8年4月1日～令和10年3月31日	3,000万円以下
令和10年4月1日以降	1億円以下

② 残高確認について

引落日の前日までに預貯金口座の残高をご確認ください。残高不足等で引落しができない場合は、法定納期限の翌日から納付日まで延滞税がかかる場合があります。

3. (参考) キャッシュレス納付のメリットデメリット一覧

	ダイレクト納付 (e-Tax の口座振替)	インターネットバンキング による納付	クレジットカード納付	スマホアプリ納付
メリット	◎会社・自宅からでも納付できる ◎期限を設定でき、忘れず納付できる ◎すぐに確認できる	◎会社・自宅からでも納付できる ◎いつでも納付できる ◎取引履歴で納付が確認できる	◎会社・自宅からでも納付できる ◎いつでも納付できる ◎取引履歴で納付が確認できる	◎会社・自宅からでも納付できる ◎いつでも納付できる ◎取引履歴で納付が確認できる
デメリット	△事前に e-Tax の利用開始手続きが必要 △インターネット環境が必要	△インターネットバンキングの契約が必要 △銀行により手数料がかかる △忘れず納付が必要	△クレジットカードが必要 △納付税額に応じて、決済手数料がかかる △忘れず納付が必要	△Pay アカウント登録とチャージが必要 △高額納付はできない △忘れず納付が必要
利用可能額	○金融機関による	○金融機関による	△カード利用可能範囲内で 1,000 万円未満	△30万円以下 ※Pay 払いで設定された上限金額により、制限される場合あり

※尚、地方税については、eLTAX による手続きが別途必要です。

預金保険制度について

皆さんお預けている銀行・金融機関が万が一破綻したとき、その預金はどうなるのでしょうか。銀行や金融機関が倒産するというのはなかなか想像しづらいですが、直近ですと10年以上前になりますが、平成22年に日本振興銀行(初めてのペイオフ発動)、平成15年には足利銀行(現在は再建済み)などが破綻しており、可能性として全くないわけではありません。今回は銀行が破綻した際に我々の預金が守られる預金保険制度(ペイオフとも呼ばれています。)についてご説明します。

1. 預金保険制度(ペイオフ)とは

預金保険制度とは、万が一銀行や金融機関が破綻した際に、預金者が銀行に預けている一定額の預金等を保護するための保険制度です。預金者は預金保険制度に加盟している銀行・金融機関に預金をすると、銀行・金融機関と預金保険機構の間で自動的に保険契約が成立します。この預金保険機構とは昭和46年に政府・日本銀行・民間銀行が共同に設立した組織です。

預金保険制度の保護の範囲は以下の表になります。

	預金などの種類		保護の範囲
預金保険制度 の対象	決済用預金	当座預金・利息のつかない普通預金など (決済性普通預金など)	全額保護
	一般の 預金等	利息のつく普通預金・定期預金・定期積金 など	合算して元本1,000万円までと 破綻日までの利息等を保護
預金保険制度 の対象外	外貨預金など		保護対象外

「決済用預金以外の元本1,000万円を超える部分とその利息等」及び「預金保険の対象外の預金等」については、破綻した銀行・金融機関の財産の状況に応じて支払われるため、一部カットされる可能性があります。

2. 預金保険制度(ペイオフ)の実務

一般預金等については、1つの銀行・金融機関に、同一の預金者が複数の預金口座を持っている場合、それぞれの預金口座が保護されるわけではなく、預金者ごとに合算した上で、「元本1,000万円までと破綻日までの利息等」が保護されます。この合算作業を「名寄せ」と言います。この名寄せには正確な預金者のデータが必要になりますので、氏名や住所、電話番号などに変更がありましたら速やかに取引金融機関で変更手続きが必要です。

もう一点、預金者が破綻した銀行・金融機関に借入金等がある場合には、預金等(債権)と借入金等(債務)を相殺することができます。なお、相殺は破綻した銀行・金融機関が勝手に行うことはないので、預金者が相殺の意思表示をする必要があります。

3. 銀行・金融機関に預けている預金を守るために

冒頭でも申し上げましたが、最近10年で銀行金融機関が破綻した例はありません。銀行・金融機関が破綻するのは稀なケースかと思いますが、不安な方は決済性預金を活用されるのはいかがでしょうか。

決済性預金は当座預金、決済性普通預金で、上記の表のとおり全額が保護対象となります。その中でも決済性普通預金は皆様が普段使われている普通預金とほぼ変わりがないもので、今まで通り利用できるかと思います。決済性預金への切り替えは、一般的には簡単な書類を提出すれば切り替えられるはずですが、各銀行・金融機関によって手続きなどは違いますので、ご利用の銀行・金融機関にお問い合わせください。

ちなみに普通預金との違いは預金利息がつくつかないかです。最近預金利息も上昇傾向ですので、破綻による不安と、得られる預金利息とを天秤にかけてご検討ください。

サイバー保険とサイバーセキュリティ対策

◆税務署・国税庁を騙るメール

e-Tax の普及に伴い、国税庁や税務署を騙る偽メールも増えています。e-Tax を装ったメールでリンク先も e-Tax の画面を模している場合もあり、うっかりアクセスしてパスワード等を入力してしまうと、犯罪に利用される恐れもあります。

- ① 国税庁からのメール本文には、支払い催促や延滞税の金額等は記載されない
- ② メール本文のリンクは一見正常に見えるが、リンク先が偽装されている可能性も視野に入れ、e-Tax へのアクセスはメールから行わない

など、見分ける方法や対策を知っておきましょう。また、一部の保険会社は被害に遭った時に心強いサイバーリスクに特化した保険を出しています。どんな内容なのか見てみましょう。

◆サイバー保険の補償内容

サイバー保険の補償対象事故は主に「情報漏洩」「ネットワーク所有・使用・管理に起因する業務阻害」「サイバー攻撃に起因する身体障害・財物損壊」です。契約プランによって取扱いは異なりますが、被保険者の損害賠償金・訴訟費用の補填、サイバー事故に起因して一定期間内に生じた事故原因調査・コールセンター設置・記者会見・見舞金の支払・法律相談・再発防止策の策定といった各種費用の補填、ネットワークを構成する IT 機器等の停止による利益損害や営業継続費用の補填など、多岐にわたる補償プランがあるようです。

また、平時における事故防止対策等のサポートを受けられるものや、ルールの策定・従業員に対する研修や教育支援・リスク診断・セキュリティソフトの導入支援等を行ってくれるものもあります。

◆サイバーセキュリティ対策してますか？

サイバーセキュリティ対策は保険だけではありません。独立行政法人情報処理推進機構では、中小企業の情報セキュリティ対策ガイドラインを公開していますから、まずはそちらで理解を深めるのも良いでしょう。また、対策に取り組むことを自己宣言する「SECURITY ACTION」は、各種補助金申請の要件となっている場合があります。

中小企業のサイバーセキュリティ対策に不可欠な各種サービスをワンパッケージで提供するサービス「サイバーセキュリティお助け隊」は、令和 6 年の IT 導入補助金でも活用が可能なので、この機会に一度検討してみてはいかがでしょうか。



参考文献： ■国税庁 HP ■会計事務所経営支援塾 ■ゆりかご俱楽部

10月 今月のお勧めセミナー 第5回 税務・会計セミナー 中小企業の「決算実務と税金対策」

目まぐるしく法律改正が行われるなか、会計・税務に関して多くの改正があり、決算期を迎えて「いつたい何に注意して処理しなければいけなかったのだろうか。」と、戸惑う声が聞かれます。今回のセミナーでは、決算実務について「会社法」「会計」「税務」の側面を縦割りに集約して、分かりやすく解説します。

(開催日 10月 2日 (水) セミナー概要は、HPをご覧ください。)



あとがき ここにちは。下田です。先日、日帰り温泉に出かけました。ここ数年、旅行に行くのは控えていたので、温泉に行くのも久しぶりでした。温泉の効能で疲れを癒し、露天風呂で自然を感じながらゆったりと浸かるのは格別で、心身共にリフレッシュできました。広島県には、素晴らしい日帰り温泉スポットが沢山あるので、また計画してリフレッシュしてきたいと思います。



【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所

代表取締役・税理士 光廣 昌史

〒730-0801 広島市中区寺町 5 番 20 号

Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007

URL <https://www.office-m.co.jp/>

弊社のHPは
こちらから！

